

石巻市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年3月7日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 清 水 俊 雄

石巻市監査委員 奥 山 浩 幸

- | | |
|-----------|---|
| 1 監査対象部課等 | 選挙管理委員会事務局（各分室を含む） |
| 2 監 査 期 間 | 令和6年12月25日から令和7年3月6日まで |
| 3 監査対象範囲 | 前回監査終了時（令和4年1月）から令和6年11月までに執行された一般事務及び財務に関する事務 |
| 4 監 査 場 所 | 石巻市監査委員事務局及び現場 |
| 5 監 査 結 果 | <p>一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、結果は次のとおりです。</p> <p>(1) 勧告事項 —</p> <p>(2) 指摘事項 別紙のとおり</p> <p>(3) 指導事項 担当部署に対し別途指導済み</p> <p>(4) 注意事項 担当部署に対し別途注意済み</p> |

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項 目	内 容
選挙管理委員会事務局	団体管理事務 (令和5年度)	次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。 ア 石巻市明るい選挙推進協議会 支出伺の金額と預金払出の金額に相違があり、立替払いが認められる。 (会議費) ・支出内容 総会お茶代 ・支出伺の金額 758 円 (@78×9 本×1.08) ・支出伺 令和5年5月11日 ・支払日 令和5年5月11日(領収書日付) ・預金払出日 令和5年5月11日 ・預金払出金額 702 円 (消費税分を除き払出) ※差し引き 56 円を職員が立て替えしたままとなっている。